

「こうのとりのゆりかご」の運用状況の検証に関する報告（NO. 45）
（検証対象期間：令和３年（2021年）１０月１日～令和４年（2022年）３月３１日）

平成１９年５月１０日に慈恵病院が設置した「こうのとりのゆりかご（以下、「ゆりかご」という。）」の令和３年度下半期における運用状況の検証結果について、次のとおり報告する。

１ 違法性の検討について

上記対象期間の「ゆりかご」の運用体制に刑法上の「明らかな違法性」は認められない。

なお、子どもの権利を侵害しないように、今後も本部会において個別の運用状況を継続的に検討する必要がある。

２ 許可時の留意事項の遵守状況について

（１）子どもの安全確保

対象期間中、特に問題の発生は確認されていない。

① 設備の保守点検は、適正に行われていることが「保守点検表」に基づき確認された。

② 病院及び熊本市関係職員による会議は、適切に開催され運用に関する各種連絡・調整が図られている。

（２）相談機能の強化

「ゆりかご」を使うことなく事前の相談につなげるよう、病院として相談業務に取り組まれている。慈恵病院が設置された「ＳＯＳ赤ちゃんとお母さんの相談窓口」には、１０月～３月に合計１，９４７件の相談が寄せられている。また、毎月カンファレンス会議を開催し、相談員の情報の共有化を図っている。

（３）公的相談機関等との連携

「ゆりかご」の運用に関する公的相談機関等との連携については、警察への通報、児童相談所・市への通告及び情報公開のあり方も含め、適切に対応されている。

３ 現時点での検証評価

以上のとおり、「ゆりかご」の運用体制に刑法上の「明らかな違法性」は認められず、また、許可時に付した上記記載の３つの留意事項についても遵守されている。今後も引き続き「ゆりかご」の運用状況の検証を継続する必要がある。

4 第61回専門部会(令和3年(2021年)10月27日開催)で述べられた主な意見

- ・出自を知る権利にどれだけ慈恵病院が関わっていくか、議論をしておかなければならない。
- ・預け入れられた子どもが、その後どのように養育され、生活をしているのかが気になった。
- ・ゆりかごで救われる命がある一方で、ゆりかごがなくても命が救われるような体制を作っていくことが望ましい。

○第62回 熊本市要保護児童対策地域協議会「こうのとりのゆりかご」専門部会

・開催日時：令和4年(2022年)5月13日(金)14:00～

(委員名簿)

氏 名	役 職	備考(分野)
安部 計彦	西南学院大学 人間科学部社会福祉学科教授	児童福祉
丸住 朋枝	弁護士	法律
迎田 浩二	熊本県養護協議会副会長 児童養護施設愛隣園施設長	福祉施設
岩井 正憲	熊本大学医学部附属病院 総合周産期母子医療センター講師	小児科
城野 匡	熊本学園大学 社会福祉学部教授	精神科